

○國學院大學学生懲戒規則(学則第 93 条)

平成 27 年 7 月 8 日

(目的)

第 1 条 この規則は、國學院大學学則(以下「学則」という。)第 93 条第 1 号及び第 2 号並びに第 94 条に基づいて、懲戒の内容、その手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の対象者)

第 2 条 この規則に定める懲戒は、本学の学部、専攻科及び別科(以下「学部等」という。)に在籍する学生を対象とする。

(懲戒の内容)

第 3 条 学則第 94 条に定める懲戒の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪し、再入学を認めないこと。
 - (2) 停学 無期又は 3 カ月以上 6 カ月以下の有期とし、口頭又は文書により厳重な注意を与えるとともに、学生の登校及び大学施設・設備の利用を禁止し、課外活動等を停止すること。
 - (3) 謹慎 3 カ月以下の有期とし、口頭又は文書により厳重な注意を与えるとともに、学生の登校を禁止し、課外活動等を停止すること。
 - (4) 譴責 口頭又は文書により厳重な注意を与えること。
- 22 停学の期間を含む学期は、原則として在学期間を含め算入しない。

(教育的措置)

第 4 条 学生部は、懲戒を受けた学生に対して、教育的措置をとることができる。

- 2 前項の教育的措置をとる場合、必要な限りにおいて、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の定める学生の登校禁止を解くことができる。
- 3 本条の教育的措置については、内規によりこれを定める。

(事実関係の調査)

第 5 条 学生部は、懲戒事由の存否について、すみやかに当該学生及び関係者に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を認定する。

- 2 学生部は、前項の調査に際して、当該学生に対し口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、特段の事情が存する場合は、この限りではない。

(自宅待機)

第 6 条 学生部は、懲戒が決定するまでの間、当該学生に対して、登校を禁じ、自宅にて待機するよう命じることができる。

- 2 自宅待機の期間は、その全部又は一部を停学又は謹慎の期間に算入することができる。
- 3 学生部は、第 1 項に定める自宅待機を命じるにあたって、当該学生及び保証人に対し、カウンセリング等の必要と考える措置をとるよう要請することができる。

(懲戒決定の手続き)

第 7 条 学生部は、第 5 条に定める事実関係の調査に基づき、第 3 条各号のうち相当と認める懲戒を提案する。

2 懲戒は、学生部の提案に基づき、当該学生が所属する学部等の教授会(以下「学部教授会」という。)の議を経て、学長が決定するものとする。

(学籍管理)

第8条 学部教授会は、当該学生から懲戒の決定前に退学の願い出があったときは、懲戒の決定までこの願い出に対する審議を保留する。

2 学部教授会は、当該学生から当該停学期間を含む期間の休学の願い出があったときは、この願い出を認めないことがある。

3 学部教授会は、休学中の当該学生に対して停学を命じる場合は、その休学許可を取り消すことができる。

(学生への通告等)

第9条 大学は、決定した懲戒の内容を文書又は口頭により、直ちに当該学生に通告し、かつ、その保証人に通知しなければならない。

2 前項の通告及び通知が文書による場合であって、これを受領すべき学生又は保証人の所在を知ることができないときは、公示その他の伝達方法をとることができる。

(公示)

第10条 大学は、懲戒が執行された場合には、すみやかに対象となる学生の所属学部、学科、専攻、学年、学籍番号、懲戒事由、及び適用される学則上の条文並びに本規則における根拠条文を含む懲戒の内容を、学内に公示するものとする。

(異議申し立て)

第11条 懲戒の通告を受けた学生は、異議申し立てを行うことができる。

2 前項の異議申し立ては、通告から1週間以内に、学長に対し、文書をもって行わなければならない。

(異議申し立ての審査、決定)

第12条 学長は、前条による異議申し立てがあった場合は、以下の委員から構成される審査委員会を設置し、当該異議申し立ての可否を審査させる。

(1) 副学長1名

(2) 当該学生の所属する学部等以外の学部長2名

(3) その他学長が必要と認めた者

2 審査委員会の委員長は、前項第1号に掲げる副学長とする。

3 審査委員会は、当該異議申し立ての可否について、その審査結果を学長に報告しなければならない。

4 学長は、審査委員会の報告に基づき、当該異議申し立ての棄却又は受諾を決定する。

5 前項により当該異議申し立てを受諾したときは、学長は、当該懲戒の修正を提案することができる。

6 前項の懲戒の修正は、学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

7 懲戒の修正は、公示する。公示は、第10条の規定を準用する。

(記録の保管)

第13条 学生部は、第5条に定める調査の記録、前条に定める異議申し立て審査の記録等、懲戒に関するすべての記録を保管するものとする。

(停学の解除)

第 14 条 学生部は、停学中の学生の懲戒の解除を提案することができる。ただし、期間を定めない無期の停学については、その期間が 6 カ月を経過した後でなければならない。

2 前項の停学の解除は、学部教授会の議を経て、学長が決定するものとする。

3 停学の解除がなされた学生への通告及び保証人への通知については、第 9 条を準用し、その公示については第 10 条を準用する。

(事務所管)

第 15 条 この規則による懲戒の事務は、学生事務部学生生活課が行う。

(改廃)

第 16 条 この規則の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。